

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年07月01日 ~ 2027年06月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：2027年6月までに、育児休業および介護休業等の制度について、有期契約労働者および管理職に定期的に説明会を行い、制度の周知徹底を図る。

### <対策>

- 2024年12月～ 毎年5月頃と12月頃に説明会を行い、内容を社内掲示板などによる社員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

### <対策>

- 2024年07月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2024年07月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
- 2024年07月～ 社内掲示板などでキャンペーンを行う